



目 次	
規 則	ページ
◎高知県流域下水道条例施行規則	1
◎高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例施行規則	1
◎高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則	2
告 示	
○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定	(食品・衛生課) 3
○保安林の解除予定の通知	(治山林道課) 3
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出	(漁業管理課) 3
○高知県建設工事指名停止措置要綱の一部改正	(建設管理課) 3
○道路の区域変更（6件）	(道 路 課) 4
○道路の供用開始（2件）	(        ) 5
公 告	
○県営土地改良事業の計画の定め	(農業基盤課) 5
高知県収用委員会公告	
○公示による送達	(10・9 掲示) 5

-----  
規 則  
-----

高知県流域下水道条例施行規則をここに公布する。  
平成24年10月16日  
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第72号  
高知県流域下水道条例施行規則  
(趣旨)

**第1条** この規則は、高知県流域下水道条例（平成2年高知県条例第6号。以下「条例」という。）の規定に基づき、流域下水道の設置その他の管理に関し必要な事項を定めるものとする。  
(地震によって下水の排除等に支障が生じないよう排水施設及び処理施設に講ずべき措置)  
**第2条** 条例第5条第5号の規則で定める措置は、次条に規定する耐震性を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措

置とする。  
(1) 排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）又は処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置  
(2) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置  
(3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置  
(4) 前3号に掲げるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、次条に規定する耐震性を確保するため必要があると認められる措置

**第3条** 重要な排水施設及び処理施設の耐震性能は、次に掲げるとおりとする。

- レベル1地震動（施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。）に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。
  - レベル2地震動（施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動をいう。）に対して、生ずる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。
- 2 その他の排水施設の耐震性能は、前項第1号に掲げるとおりとする。

**第4条** 前条第1項の重要な排水施設は次の各号のいずれかに該当する排水施設をいい、同条第2項のその他の排水施設は重要な排水施設以外の排水施設をいう。

- 地域の防災対策上必要があると認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設
- 破損した場合に、2次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設  
(排水管の内径及び排水渠の断面積の数値)

**第5条** 条例第6条第1号の規則で定める排水管の内径の数値は100ミリメートル（自然流下によらない排水管にあっては、30ミリメートル）、同号の規則で定める排水渠の断面積の数値は5,000平方ミリメートルとする。  
(汚泥の処理に伴う排気等により生活環境の保全等に支障が生

じないよう終末処理場の汚泥処理施設に講ずべき措置)  
**第6条** 条例第7条第2号の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置
- 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置
- 汚泥の処理に伴う残滓物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残滓物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置  
(終末処理場の維持管理のために汚泥処理施設に講ずべき措置)

**第7条** 条例第9条第6号の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置
- 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置
- 汚泥の処理に伴う残滓物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残滓物の飛散及び流出の防止等の措置

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例施行規則をここに公布する。

平成24年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第73号

高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例施行規則  
(趣旨)

**第1条** この規則は、高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成24年高知県条例第52号。以下「条例」という。）の規定に基づき、道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法に関し必要な事項を定めるものとする。  
(車線により構成されない車道の部分)

**第2条** 条例第6条第1項の規則で定める部分は、次に掲げるものとする。

- (1) 交差点
- (2) 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分
- (3) 乗合自動車停車所及び非常駐車帯
- (4) 付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線のすりつけ区間
- (5) 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間（車道及び側帯の舗装の構造の基準）

**第3条** 条例第31条第2項の規則で定める基準は、次条から第6条までに定めるとおりとする。ただし、自動車の安全かつ円滑な交通を確保するため、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とする必要がある場合にあつては、次条から第6条までに定めるほか、第7条に定めるとおりとする。

**第4条** 疲労破壊輪数（車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成13年国土交通省令第103号。以下「省令」という。）第1条第1号に規定する疲労破壊輪数をいう。以下この条において同じ。）は、舗装計画交通量（同条第5号に規定する舗装計画交通量をいう。以下同じ。）に応じ、次の表の疲労破壊輪数の欄に掲げる値以上とするものとする。

| 舗装計画交通量（単位 1日につき台） | 疲労破壊輪数（単位 10年につき回） |
|--------------------|--------------------|
| 3,000以上            | 3,500万             |
| 1,000以上3,000未満     | 700万               |
| 250以上1,000未満       | 100万               |
| 100以上250未満         | 15万                |
| 100未満              | 3万                 |

- 2 疲労破壊輪数の測定は、実地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と舗装構成（省令第1条第1号に規定する舗装構成をいう。次項において同じ。）が同一である舗装の供試体を作成した場合にあつては、当該供試体について測定することをもって、実地に行う測定に代えることができる。
  - 3 当該舗装道の区間と舗装構成が同一である他の舗装道の区間の舗装が第1項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとする。
- （塑性変形輪数）

**第5条** 塑性変形輪数（省令第1条第2号に規定する塑性変形輪数をいう。以下この条において同じ。）は、道路の区分及び舗装計画交通量に応じ、次の表の塑性変形輪数の欄に掲げる値以上とするものとする。

| 区分  |            | 舗装計画交通量（単位 1日につき台） | 塑性変形輪数（単位 1ミリメートルにつき回） |
|-----|------------|--------------------|------------------------|
| 第1種 | 第2級から第4級まで | 3,000以上            | 3,000                  |
|     |            | 3,000未満            | 1,500                  |
| 第2種 | 第1級及び第2級   | 3,000以上            | 3,000                  |
|     |            | 3,000未満            | 1,500                  |
| 第3種 | 第2級        | 3,000以上            | 3,000                  |
|     |            | 3,000未満            | 1,500                  |
|     | 第3級から第5級まで |                    | 500                    |
| 第4種 | 第1級        | 3,000以上            | 3,000                  |
|     |            | 3,000未満            | 1,500                  |
|     | 第2級から第4級まで |                    | 500                    |

- 2 塑性変形輪数の測定は、実地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である舗装の供試体を作成した場合にあつては、当該供試体について測定することをもって、実地に行う測定に代えることができる。
  - 3 当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である他の舗装道の区間の舗装が第1項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。
- （平たん性）
- 第6条** 平たん性（省令第1条第3号に規定する平たん性をいう。次項において同じ。）は、2.4ミリメートル以下とするものとする。
- 2 平たん性の測定は、実地に行うものとする。
- （浸透水量）

**第7条** 浸透水量（省令第1条第4号に規定する浸透水量をい

う。以下この条において同じ。）は、道路の区分に応じ、次の表の浸透水量の欄に掲げる値以上とするものとする。

| 区分  |            | 浸透水量（単位 15秒につきミリリットル） |
|-----|------------|-----------------------|
| 第1種 | 第2級から第4級まで | 1,000                 |
| 第2種 | 第1級及び第2級   | 1,000                 |
| 第3種 | 第2級        | 1,000                 |
|     | 第3級から第5級まで | 300                   |
| 第4種 | 第1級        | 1,000                 |
|     | 第2級から第4級まで | 300                   |

2 浸透水量の測定は、実地に行うものとする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。



高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成24年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第74号**

**高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則**

（趣旨）

**第1条** この規則は、高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例（平成24年高知県条例第54号。以下「条例」という。）の規定に基づき、県営住宅等の整備に関する基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置）

**第2条** 条例第9条第2項の規則で定める住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置は、住宅が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項の規定により国土交通大臣が定める日本住宅性能表示基準に従って表示すべき住宅の性能に関する評価（評価のための検査を含む。）の方法の基準としての評価方法基準（平成13年8月国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）の第5の5の5-1(3)イの熱損失係数等による基準に

おける等級4の基準又は同口の熱貫流率等による基準における等級4の基準を満たすこととなる措置とする。

（住宅の床等の遮音性能の確保を適切に図るための措置）

**第3条** 条例第9条第3項の規則で定める住宅の床及び外壁の開口部の遮音性能の確保を適切に図るための措置は、住宅の床が、評価方法基準の第5の8の8-1(3)イの重量床衝撃音対策等級における等級2の基準又は同口の相当スラブ厚（重量床衝撃音）における①cの基準（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあっては、①dの基準）を満たし、かつ、住宅の外壁の開口部が、評価方法基準の第5の8の8-4(3)の評価基準（新築住宅）における等級2の基準を満たすこととなる措置とする。

（住宅の構造耐力上主要な部分等の劣化の軽減を適切に図るための措置）

**第4条** 条例第9条第4項の規則で定める住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分の劣化の軽減を適切に図るための措置は、これらの部分が、評価方法基準の第5の3の3-1(3)イの木造における等級2の基準、同口の鉄骨造における等級3の基準、同ハの鉄筋コンクリート造等における等級3の基準及び同ニの補強コンクリートブロック造における等級3の基準を満たすこととなる措置とする。

（住宅の給水等の設備に係る配管について構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置）

**第5条** 条例第9条第5項の規則で定める住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管について構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置は、当該配管が、評価方法基準の第5の4の4-1(3)の評価基準（新築住宅）における等級2の基準及び同4-2(3)の評価基準（新築住宅）における等級2の基準を満たすこととなる措置とする。

（各住戸の居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置）

**第6条** 条例第10条第3項の規則で定める各住戸の居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置は、各住戸の居室の内装の仕上げに評価方法基準の第5の6の6-1(2)イ②に規定する特定建材を使用する場合において、同(3)ロのホルムアルデヒド発散等級における等級3の基準を満たすこととなる措置とする。

（住戸内の各部に係る高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置）

**第7条** 条例第11条の規則で定める住戸内の各部に係る高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置は、住戸内の各部が、評価方法基準の第5の9の9-1(3)の評価基準（新築住宅）における等級3の基準を満たすこととなる措置と

する。

（県営住宅の通行の用に供する共用部分に係る高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置）

**第8条** 条例第12条の規則で定める県営住宅の通行の用に供する共用部分に係る高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置は、当該共用部分が、評価方法基準の第5の9の9-2(3)の評価基準（新築住宅）における等級3の基準を満たすこととなる措置とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第632号**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修（以下「研修」という。）及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習（以下「講習」という。）の指定を平成24年10月3日付けで次のとおり行った。

平成24年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 研修及び講習の主催者  
東京都港区新橋六丁目8番2号  
財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 2 第1型研修の開催年月日並びに会場の所在地及び名称  
平成25年2月3日（日）  
高知市丸ノ内二丁目1-10 高知城ホール
- 3 第2型研修及び講習の受付期間  
平成24年12月10日（月）から平成25年1月18日（金）まで
- 4 研修及び講習の科目  
衛生法規及び公衆衛生  
洗濯物の受取、保管及び引渡し  
洗濯物の処理  
繊維及び繊維製品
- 5 研修及び講習の受講料  
研修受講料 5,000円  
講習受講料 4,500円
- 6 研修及び講習の受講の申込先及び問い合わせ先  
高知市はりまや町三丁目7番6号 パームサイドビル2階  
公益財団法人高知県生活衛生営業指導センター

**高知県告示第633号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
高岡郡四万十町野々川字奥野々川山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第634号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成24年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出事項  
（1）発起人の住所及び氏名  
幡多郡黒潮町入野 澳本康之  
" 中野明信  
" 澳本 傑  
（2）加入区の名称  
大方町加入区  
（3）漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
高知県漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧  
（1）縦覧期間  
平成24年10月16日から同月30日まで  
（2）縦覧場所  
高知県漁業協同組合入野支所

**高知県告示第635号**

高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）の一部を次のように改正する。  
平成24年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

第1条第1項中「規定による」を削り、「について」を「について県が発注する建設工事の入札参加者の」に改め、同条第2項中「第2条第3号の」を「第2条第3号に規定する」に改める。  
第4条第3号中「第7条の2第6項」を「第7条の2第7項」に改め、同条第4号中「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」を「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に、「入

札談合等関与行為が」を「入札談合等関与行為（同法第2条第5項に規定する入札談合等関与行為をいう。）が」に、「明らかとなったときで」を「明らかとなった場合で」に、「1ヶ月」を「1月を」に改め、同条第5号中「第96条の3第1項」を「第96条の6第1項」に、「以下」を「別表第2において」に、「刑法第96条の3第2項」を「同条第2項」に、「提起されたときで」を「提起された場合で」に、「1ヶ月」を「1月を」に改める。

別表第1中「に基づく」を「に対する」に改める。

別表第2中「に基づく」を「に対する」に改め、同表の(1)、(2)、(3)及び(10)中「次の」を削り、同表の(11)中「と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者若しくは暴力団に資金及び武器を配給する等して、その組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与する」を「若しくは暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある者若しくは暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力する」に改め、同表の(23)中「禁錮以上」を「禁錮以上」に改める。

#### 附 則

この告示は、平成24年10月16日から施行する。

#### 高知県告示第636号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年10月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 船津野根
- 3 道路の区域

| 区 間                                            | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|------------------------------------------------|--------|-----------------|---------------|
| 安芸郡東洋町野根字サルズ乙3113番3から<br>安芸郡東洋町野根字三ツ石乙3072番1まで | 前      | 3.8<br>}        | 149           |
|                                                | 後      | 12.2<br>}       | 149           |
|                                                |        | 20.5<br>}       |               |
|                                                |        | 29.5<br>}       |               |

#### 高知県告示第637号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年10月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

| 区 間                                                                                       | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----------------|---------------|
| 安芸市伊尾木字長玄1546番2地先から<br>安芸市伊尾木字ドンドノ西371番1まで<br>安芸市伊尾木字長玄1546番2地先から<br>安芸市伊尾木字東前久保233番1地先まで | 前      | 2.4<br>}        | 500           |
|                                                                                           | 後      | 10.4<br>}       | 521           |
|                                                                                           |        | 14.6<br>}       |               |
|                                                                                           |        | 337.0<br>}      |               |

#### 高知県告示第638号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年10月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

| 区 間                                        | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|--------------------------------------------|--------|-----------------|---------------|
| 安芸市伊尾木字井戸ノ木2097番1から<br>安芸市伊尾木字井戸ノ木2080番1まで | 前      | 3.4<br>}        | 34            |
|                                            | 後      | 3.4<br>}        | 34            |
|                                            |        | 4.6<br>}        |               |
|                                            |        | 6.8<br>}        |               |
|                                            |        | 5.2<br>}        |               |

| 安芸市大井字ヘラ石乙488番2 | 前 | }         | 151  |
|-----------------|---|-----------|------|
|                 |   |           | 23.9 |
|                 | 後 | }         | 151  |
|                 |   | 25.2<br>} |      |
|                 |   | 81.3<br>} |      |

#### 高知県告示第639号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年10月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奈比賀川北
- 3 道路の区域

| 区 間                                  | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|--------------------------------------|--------|-----------------|---------------|
| 安芸市奈比賀字ダケ111番9から<br>安芸市奈比賀字ダケ111番5まで | 前      | 5.5<br>}        | 37            |
|                                      | 後      | 10.1<br>}       | 37            |
|                                      |        | 8.0<br>}        |               |
|                                      |        | 16.0<br>}       |               |

#### 高知県告示第640号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年10月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奈比賀川北
- 3 道路の区域

| 区 間       | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-----------|--------|-----------------|---------------|
| 安芸市奈比賀字西ノ | 前      | 4.4<br>}        | 288           |
|           |        |                 |               |

|                                                   |   |      |     |
|---------------------------------------------------|---|------|-----|
| 内201番から<br>安芸市奈比賀字ゴミ<br>ノ上180番11まで                | 後 | 10.2 | 288 |
|                                                   |   | 4.4  |     |
|                                                   |   | 10.9 |     |
| 安芸市川北字砥谷甲<br>3215番地先から<br>安芸市川北字井神甲<br>5858番1まで   | 前 | 6.0  | 65  |
|                                                   |   | 10.4 |     |
|                                                   | 後 | 7.3  | 65  |
| 17.6                                              |   |      |     |
| 安芸市川北字古戸甲<br>3259番地先から<br>安芸市川北字下一瀬<br>甲5869番地先まで | 前 | 3.9  | 468 |
|                                                   |   | 7.5  |     |
|                                                   | 後 | 3.9  | 468 |
|                                                   |   | 7.5  |     |

高知県告示第641号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年10月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奈比賀川北
- 3 道路の区域

| 区 間                                       | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------------------------------|--------|-----------------|---------------|
| 安芸市川北字井口甲<br>67番から<br>安芸市川北字井口甲<br>77番1まで | 前      | 4.2             | 78            |
|                                           |        | 6.0             |               |
|                                           | 後      | 5.5             | 78            |
|                                           |        | 7.8             |               |
|                                           |        | 8.1             |               |

高知県告示第642号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年10月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

| 供用開始区間                                             | 延 長<br>(メートル) | 供用開始年月日     |
|----------------------------------------------------|---------------|-------------|
| 安芸市伊尾木字井戸ノ木<br>2097番1から<br>安芸市伊尾木字井戸ノ木<br>2080番1まで | 34            | 平成24年10月16日 |
| 安芸市大井字へら石乙488<br>番2                                | 151           | 平成24年10月16日 |

高知県告示第643号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年10月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奈比賀川北
- 3 道路の区域

| 供用開始区間                                       | 延 長<br>(メートル) | 供用開始年月日     |
|----------------------------------------------|---------------|-------------|
| 安芸市奈比賀字ダケ111番<br>9から<br>安芸市奈比賀字ダケ111番<br>5まで | 37            | 平成24年10月16日 |

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（松ヶ丘地区農村災害対策整備事業（土砂崩壊防止施設））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成24年10月16日から同年11月13日まで
- 3 縦覧場所 土佐町役場
- 4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成24年10月30日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成24年10月9日（揭示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 書類の種類 平成24年9月5日付け権利取得及び明渡しの裁決書
- 2 書類の交付を受ける者の住所及び氏名 南国市後免町四丁目212番の土地の所有者のうち次の者  
  - 居所不明。ただし、住民票住所 高知市若草町3番4-2号 県住34号 湊 久史
  - 居所不明。ただし、住民票住所 高知市孕西町61番地11 金将ハイツ 田村 利夫
  - 居所不明。ただし、住民票住所 東京都世田谷区下馬五丁目40番9号 若槻コーポ301号 門田 守生
  - 居所不明。ただし、住民票住所 高知市長浜6389番地21 ケアハウス土佐510号 前田 英子
  - 居所不明。ただし、住民票住所 静岡県静岡市葵区上伝馬7番27号 サンハルム8-101号 北村 紀和
  - 居所不明。ただし、住民票住所

香川県観音寺市柞田町乙2278番地 山田団地21号  
原 正敏